

公益通報に関する調査委員会規程

平成27年4月1日施行

(趣 旨)

第1条 学校法人渡辺学園公益通報に関する規程(平成23年4月1日制定)第8条の規程に基づく調査委員会(以下、「委員会」という。)に関し必要な事項は、この規程の定めるところによる。

(任 務)

第2条 委員会は、公益通報に係る事実関係について調査を行う。

2 調査期間

物品購入・経費に類する事項 70日以内

研究・論文に類する事項 130日以内

(組 織)

第3条 委員会は理事長の指名により次の者で組織する。

- (1) 内部監査室長
- (2) 常務理事 1名
- (3) 理事長から推薦を受けた教員 2名
- (4) 財務部長
- (5) 学外有識者 5名

2 前項委員の任期は、その都度、理事長が定める。

(調査委員の指名基準)

第4条 理事長が前条1項(3)の委員を指名する場合は次の基準(指名時点)を満たす者から指名する。

- (1) 専任教員で教授・准教授の身分を有する者
- (2) 本学に専任教員として満5年以上継続勤務している者
- (3) 以下に該当する者は除く。
 - ア 各学部長及び学科長(含む専攻主任)、研究科 長及び各センター長
 - イ 客員教授、期限付教員、特任教員

(委員会招集)

第5条 理事長は委員会の招集を行う。

(委員長)

第6条 委員会に委員長をおく。委員長は内部監査室長とする。

- 2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定した委員がその職務を代行する。

(異議申立)

第7条 告発者及び被告発者は、前条の通知を受けたときは、通知を受けたときから2週間以内に、委員構成について異議を申し立てることができる。

- 2 前項の異議申立ては、書面により行われなければならない。
- 3 理事長は、前2項の異議申立てを受けたときはその内容を審査し、妥当と認めたときには、申立てにかかる委員を交代しなければならない。

(意見の聴取)

第8条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め意見聞くことができる。

(遵守事項)

第9条 委員会委員は、公益通報に関する職務の遂行に当たって、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 公益通報者および第三者の権利又は正当な利益を侵害してはならない
 - (2) 調査に当たっては、公平公正の理念に基づき事実に基づいた調査報告をしなければならない
 - (3) 職務上知り得た事実を正当な理由なく漏洩してはならない
- 2 委員会の構成員は、その職を離れた場合であっても前項第3号の規定を遵守しなければならない
 - 3 委員会の構成員は、自らが関係する通報事案の処理に関与してはならない。

(委員会への協力)

第10条 告発者及び被告発者並びに当該告発等の事案の関係者は、委員会の求めに応じ調査に協力しなければならない。また、関係資料の提出又は閲覧、現地調査その他の調査に必要な事項を求められた場合、正当な理由なくこれを拒否することはできない。

(他機関等との連携)

第11条 被告発者が本学園以外の研究機関にも所属している場合は、委員長は当該に通報し調査協力の要請を行うことができる。

- 2 委員長は、必要に応じて、被告発者の所属する他研究機関又は学協会並びに研究者コミュニティに調査を依頼することができる。
- 3 理事長は、本調査の開始について当該事案にかかる関係機関に報告しなければならない。

(予備調査)

第12条 委員会は、告発をされた行為が行われた可能性、合理性、調査可能性等について予備調査を行う。

(本調査の方法)

第13条 委員会は、本調査に当たって、指摘された当該研究に係る経費や論文・実験・観察ノート、生データ等の各種資料（以下「資料等」という。）の精査を行うとともに、関係者のヒヤリング、再実験などの要請を行うことができる。この際、被告発者からの弁明の機会を与えなければならない。

2 委員会が再実験などにより再現性を求めた場合（以下「再実験等」という。）又は被告発者自らが再実験等を求めた場合は、学園は再実験等に要する期間及び機会（機器、経費等を含む。）を保障しなければならない。

3 委員会は、被告発者により同じ内容の申し出が繰り返して行われた場合において、その申し出が当該事案の引き延ばしを目的とするものと判断するときは、当該申し出を認めないことができる。

4 調査の対象は、告発に係る研究ほか、委員会の判断により被告発者の他の研究を含めることができる。

(証拠の保全)

第14条 委員会は、告発に係る研究に関して、証拠となるような資料等を保全する措置を講じなくてはならない。また、当該事案が他の研究機関に関連する場合は、当該機関に対して保全措置を要請しなければならない。

(調査の中間報告)

第15条 委員長は、理事長に対し、適宜調査状況の報告を行わなければならない。

2 委員長は、調査終了前であっても関係機関からの求めに応じて、調査の中間報告を行わなければならない。

3 調査内容の取りまとめにあたっては、次の項目について認定を行わなければならない。

(1) 不正行為が行われたか否か

(2) 不正行為がわれた場合はその内容

(3) 不正行為に関与した者とその関与の度合

(4) 不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割

(5) 不正行為が行われなかったと認定された場合において、当該告発が悪意に基づく告発か否か（この場合は、告発者の弁明の機会を保障しなければならない）

(調査結果の通知及び報告)

第16条 委員長は、調査結果を速やかに理事長に通知する。通知を受けた理事長は、内部監査室を通じ速やかに告発者及び被告発者（被告発者以外で当該不正行為に関与した者を含む）並びに被告発者が本学園以外の機関に所属している場合は、当該機関に調査結果を通知するとともに、当該研究に係る研究費配分機関及び文部科学省にも通知するものとする。

(不服申立て)

第 17 条 不正行為と認定された被告発者あるいは告発が悪意に基づくものと認定された告発者は、通知を受けたときから 2 週間以内に内部監査室に不服申立てをすることができ
る。ただし、その期間内であっても同一理由による不服申立てを繰り返すことはできな
い。また、同一事案における不服申立ては 1 度限りとする。

2 不服申立てを受けた内部監査室は、その旨、速やかに理事長に報告する。報告を受け
た理事長は再調査の可否を決め、結果を告発者、被告発者及び前条の関連機関に通知す
る。

3 再調査をする場合の調査期間は、50 日以内とし、結果については、前項に準じて関
係者に速やかに通知する。

(調査結果の公表)

第 18 条 学園は不正行為があったと認定された場合、速やかに調査結果を公表するととも
に第 16 条に記された関係者に報告する。

2 公表する内容は、原則として不正に関与した者の氏名・所属、不正の内容、公表時ま
でに行った措置の内容、調査委員の氏名・所属、調査の方法・手順等とする。ただし、
合理的な理由がある場合は、不正に関与した者の氏名・所属等を非公表とすることがで
きる。

3 公表にあたり方法・内容・時期等、詳細については理事会が決める。

(委員会の非公開)

第 19 条 委員会は非公開とし、委員会から出席を求められた者以外の者の委員会への出席
はできない。

(庶務)

第 20 条 委員会の庶務は、内部監査室員の中から、内部監査室長の指名した者をもってこ
れに充てる。

(改廃)

第 21 条 この内規の改廃は、常務理事会の承認を得て理事長がこれ行う。

附則

この内規は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この改正した内規は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。